

創業支援事業

春日部市は、国（経済産業省・総務省）の「創業支援等事業計画」の認定を受け、市内で創業を希望する方を応援しています。創業に関する様々な疑問・課題に市、公的機関、身近な専門家が相談に対応、情報提供等をいたしますのでお気軽にお問い合わせください。

また、計画の中で特に創業の確率が高まると考えられる支援を「特定創業支援等事業」として位置づけています。特定創業支援等事業による支援を受けた創業者については、創業の際に国や市からの支援が受けられますのでご利用ください。

特定創業支援等事業とは・・・

創業支援等事業計画に掲げる事業の中で、「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」の知識が全て身につく継続的な支援のことで、4回以上1ヶ月以上の継続的な支援を創業希望者に対して行う事業をいいます。特定創業支援等事業を利用し、証明書の交付を受けた方は、その後創業する際に国からの支援を受けることができます。

【春日部市特定創業支援等事業】

- 「ワンストップ相談窓口」（個別相談）[春日部商工会議所中小企業相談所・庄和商工会]
- 「創業塾」（全4回講座・セミナー形式）[春日部市]
- 「創業相談窓口」（個別相談）[公益財団法人埼玉県産業振興公社]
- 「創業セミナー」 [公益財団法人埼玉県産業振興公社]
- 「女性の起業講座」 [ハーモニー春日部]

※創業塾の開催時期、詳細については、春日部市広報や公式ホームページ等でお知らせします。

国からの支援（春日部市特定創業支援等事業を利用し、証明書の交付を受けた方が対象です）

以下の支援を利用する場合は、商工観光課までお問い合わせください。

1. 創業前又は創業5年未満の個人の方が会社を設立する際、登録免許税が軽減されます。（例：資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減）

※以下の全ての条件を満たした方が対象です。

- ① 春日部市特定創業支援等事業を利用し、証明書の交付を受けた方
- ② 創業前の方又は創業後5年未満の個人の方
- ③ 春日部市内に株式会社、合名会社、合資会社、合同会社を設立される方

2. 創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例が事業開始6ヶ月前から利用できるようになります。
3. 日本政策金融公庫による新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引下の対象となります。

※ 2, 3については、春日部市外で創業される場合も受けることが可能です。

市からの支援（春日部市特定創業支援等事業を利用し、証明書の交付を受けた方が対象です）

- 法人設立応援補助金

- ① 創業前の方又は創業後5年未満の個人の方が、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社を設立する際に、登録免許税の一部を補助します。

補助を受ける際は、法人設立後、市に必要な書類を提出する必要があります。

詳しくは春日部市公式ホームページをご覧ください。

- ② 春日部市で交付された証明書にて、春日部市以外で創業する場合は、この補助金を受けることはできません。

その他の創業支援事業

- 創業啓発セミナー

創業に興味がある方、創業しようか迷っている方向けに、先輩起業家の講演や創業に関する基礎知識を学ぶセミナーです。

開催時期、詳細については、春日部市広報及び春日部市公式ホームページ等にてお知らせいたします。

詳しくは、下記の春日部市創業支援等事業のページ（春日部市）をご参照ください。

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/jigyoshamuke/keieishien/8400.html>

お問い合わせ

商工観光課 企業誘致担当 電話番号 048-797-8029

かすかベンチャー応援補助金について

この補助金は、新たな地域産業と雇用創出による地域活性化を図るため、市が指定する区域内の空き店舗を利用して出店する創業5年未満の者（予定者含む）に対し、創業の際にかかる費用の一部を補助するものです。

募集期間

令和8年4月1日（水）～令和8年10月20日（火）まで

※予算がなくなり次第受付終了

募集対象者

以下1から9の要件をすべて満たす方

1. 補助事業完了日までに、市が指定した区域内の空き店舗に出店する創業して5年未満の中小企業者（予定者含む）
2. 補助事業完了日までに春日部市の創業支援等事業計画に基づく支援を受けた者、または補助事業完了日までに受ける予定の者
3. 補助事業完了日までに春日部商工会議所または庄和商工会及び該当区域の商店会に加入する者
4. 市税等の滞納がない者
5. 申請者または法人の役員が暴力団等の反社会的勢力ではなく、かつ、反社会的勢力との関係がないこと
6. 同種の補助金を受けて創業及び出店をする者でないこと
7. 過去にかすかベンチャー応援補助金を受けて創業及び出店したことのない者
8. 空き店舗の所有者もしくは当該所有者の3親等以内の親族、またはそれらの者と生計を一にする者でないこと
9. 対象空き店舗の所有者と賃貸契約を締結し、そこで事業を行おうとする者

補助対象事業

- 補助対象者が実施する事業で、補助金交付決定年度内に開業する事業。
- 対象業種については、春日部市公式ホームページをご確認ください。

※チェーン店、風俗営業、貸金業、宗教活動、倉庫として利用する事業、公序良俗に反する事業を除く

前項の規定に関わらず、以下に該当する事業は対象外となります。

1. 春日部市内にある他の店舗から移転して出店することにより、移転前の店舗が空き店舗となる事業
2. その他市長が適当でないと認める事業

補助対象経費

経費区分	対象経費
設備費	市内の店舗の開設に伴う外装工事・内装工事費用、材料費 【対象とならない費用（例示）】 自身で工事を行う場合の工事費用
店舗等借入費	市内の店舗等の借り入れに伴う仲介手数料
原材料費	試供品・サンプル品の制作に係る費用 【対象とならない経費（例示）】 試供品・サンプル品の制作に係る費用として明確に特定できないもの。
広報費	販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費 【対象とならない経費（例示）】 切手の購入費、自身で行うポスティング等の手数料

補助金の額

	補助率	補助限度額
かすかべビジネスプランコンテストの受賞者 (受賞した事業計画に基づき実施する事業に限る)	1 / 2 以内	1 5 0 万
市指定区域内への出店者		1 0 0 万

申請書の提出について

「かすかベンチャー応援補助金申請書」に必要事項を記入し、募集要項に記載の必要書類を添えて、商工観光課窓口へ提出してください。（直接持参）

募集要項は商工観光課窓口で配布のほか、春日部市公式ホームページよりダウンロードできます。

お問い合わせ

商工観光課 企業誘致担当 電話番号 048-797-8029